

調布都市計画下水道の変更原案に関する 公告・縦覧と意見書の提出について

●内容

狛江市では、令和元年東日本台風の再度災害防止に向けた浸水対策として、多摩川雨水幹線流域にポンプ施設を設置予定です。

この度、ポンプ施設の設置に伴う都市計画変更原案を取りまとめましたので、都市計画法第16条第1項の規定に基づく狛江市都市計画に関する公聴会運営規則第10条及び第11条により、公告・縦覧及び意見書の受付を行います。

原案の公告日	: 令和8年7月27日(月)
原案の縦覧期間	: 令和8年7月28日(火)～8月10日(月)
原案の縦覧場所	: 狛江市まちづくり推進課(狛江市役所5階・午前8時30分から午後5時まで)及び市ホームページ
意見書の提出期間	: 令和8年7月28日(火)～8月17日(月)(消印有効)
意見書の提出先	: 狛江市まちづくり推進課

●意見書を提出できる方

意見書を提出できる方は以下の対象者となります。

・狛江市の住民及び利害関係人

※利害関係人とは、狛江市に在住、在勤、在学の方及び狛江市の土地所有者等です。

●意見書のご提出方法

以下のいずれかの方法で、ご提出ください。

・狛江市まちづくり推進課(狛江市役所5階)へ持参、郵送、ファックス又はメール

郵 送 : 〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

F A X : 03-3430-6870

メール : ^{ゼロイチ}tokeit01@city.komae.lg.jp (※全て半角)

意見書を提出される方は、以下の各号に掲げる事項を記載しご提出してください。

なお、意見書の書式は自由ですが、参考として市ホームページに様式を掲載していますのでご活用ください。

- (1) 提出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)
- (2) 住所(法人の場合は所在地)
- (3) 電話番号
- (4) 利害関係(狛江市民以外の場合)
- (5) 都市計画の名称(※意見書任意様式には記載済み)
- (6) 意見及びその理由